

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	児童手当に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

平塚市は、児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

神奈川県平塚市長

## 公表日

令和5年9月27日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	<p>(評価対象事務全体の概要)            児童手当に関する法律及びこれらの法律に基づく規則による事務のうち児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 児童を養育している者に対する児童手当の支給</li> <li>2 申請があったものまたは現況届について、所得と年金、受給者世帯の住民情報についての確認</li> <li>3 他市町村での受給状況等の確認</li> <li>4 申請の認定・消滅等の処理</li> </ol> <p>(特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容)            児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規程に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 受給資格者からの認定の請求の受理、事実の審査</li> <li>2 児童手当の額の改定の請求の受理、事実の審査</li> <li>3 現況の届出の受理、事実の審査</li> <li>4 氏名等又は住所等の変更の届出の受理、確認</li> <li>5 受給資格者からの受給事由消滅の届出の受理、事実の審査</li> <li>6 未支払の児童手当の請求の受理、事実の審査</li> <li>7 受給資格者への認定その他支給に関する処分についての通知</li> <li>8 官公署等に対する必要な資料の提供等の求め</li> <li>9 児童手当等の支給口座の把握及び確認</li> </ol>
③システムの名称	福祉総合システム(児童福祉システム) 中間サーバー 団体内統合宛名システム 共通基盤システム(庁内連携システム) 神奈川県電子申請システム
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1(第56項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第44条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <div style="float: right; text-align: right;">             &lt;選択肢&gt;              1) 実施する              2) 実施しない              3) 未定           </div>
②法令上の根拠	<p>(特定個人情報の照会ができる根拠規定)            番号法第19条第8号 別表第2(第74、75項)            行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条</p> <p>(特定個人情報の提供ができる根拠規定)            番号法第19条第8号 別表第2(第26、30、87、106項)            行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条及び第44条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども家庭課
②所属長の役職名	こども家庭課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	平塚市 市民部 市民情報・相談課 情報公開担当 〒254-8686 神奈川県平塚市浅間町9番1号 電話番号 (0463)21-8764
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	平塚市 健康・こども部 こども家庭課 児童手当・医療担当 〒254-8686 神奈川県平塚市浅間町9番1号 電話番号 (0463)21-9844

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年2月7日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年2月7日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ <input type="checkbox"/> ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ <input type="checkbox"/> ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ <input type="checkbox"/> ]接続しない(入手) [ <input type="checkbox"/> ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="checkbox"/> ] 自己点検 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 内部監査 [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年10月23日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第7項 別表第2(第74、75項) (特定個人情報の照会ができる根拠規定) 番号法第19条第7項 別表第2(第26、30、87項)	(特定個人情報の照会ができる根拠規定) 番号法第19条第7項 別表第2(第74、75項) (特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第7項 別表第2(第26、30、87項)	事前	誤字の訂正であるため、重要な変更には該当しない。
平成30年4月27日	評価実施機関における担当部署	こども家庭課長 瀬戸 雅史	こども家庭課長 吉澤 達夫	事後	課長名の変更であるため、重要な変更には該当しない。
令和2年2月13日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年1月27日 時点	令和2年2月7日 時点	事後	評価の再実施に係る記載の変更。
令和2年2月13日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年1月27日 時点	令和2年2月7日 時点	事後	評価の再実施に係る記載の変更。
令和2年5月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第7項 別表第2(第26、30、87項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条及び第44条	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第7項 別表第2(第26、30、87、106項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条及び第44条	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条及び第44条
令和3年1月29日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	福祉総合システム(児童福祉システム) 中間サーバ 団体内統合宛名システム 共通基盤システム(庁内連携システム)	福祉総合システム(児童福祉システム) 中間サーバ 団体内統合宛名システム 共通基盤システム(庁内連携システム) 神奈川県電子申請システム	事前	実施予定の内容に係る変更。
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(特定個人情報の照会ができる根拠規定) 番号法第19条第7項 別表第2(第74、75項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条 (特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第7項 別表第2(第26、30、87、106項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条及び第44条	(特定個人情報の照会ができる根拠規定) 番号法第19条第8号 別表第2(第74、75項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条 (特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第8号 別表第2(第26、30、87、106項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条及び第44条	事後	法改正(条項変更)であるため、重要な変更には該当しない。
令和5年9月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ①事務の概要	(評価対象事務全体の概要) 児童手当に関する法律及びこれらに基づく規則による事務のうち児童手当又は特別給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。 1. 認定処理 2. 支給及び支払い処理 3. 額の改定処理 4. 支給の制限	(評価対象事務全体の概要) 児童手当に関する法律及びこれらに基づく規則による事務のうち児童手当又は特別給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。 1 児童を養育している者に対する児童手当の支給 2 申請があったものまたは現況届について、所得と年金、受給者世帯の住民情報についての確認 3 他市町村での受給状況等の確認 4 申請の認定・消滅等の処理	事後	定期的な見直しによる文言の変更等であるため、重要な変更には該当しない
令和5年9月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ①事務の概要	(特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容) 児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規程に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1 児童手当法第七条第一項(同法第十七条第一項(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。))及び同法附則第二条第三項において適用し、又は準用する場合を含む。)若しくは第二項の児童手当若しくは特別給付(同法附則第二条第一項の給付をいう。次号及び第三号において同じ。)の受給資格及びその額についての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 2 児童手当法第九条第一項(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。)の児童手当若しくは特別給付の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 3 児童手当法第十二条第一項(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。)の未支払の児童手当若しくは特別給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 4 児童手当法第二十六条(同条第二項を除き、同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。)の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 5 児童手当法第二十八条(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。)の資料の提供等の求めに関する事務 6 児童手当法施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十三号)第一条の三の父母指定者の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務	(特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容) 児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規程に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1 受給資格者からの認定の請求の受理、事実の審査 2 児童手当の額の改定の請求の受理、事実の審査 3 現況の届出の受理、事実の審査 4 氏名等又は住所等の変更の届出の受理、確認 5 受給資格者からの受給事由消滅の届出の受理、事実の審査 6 未支払の児童手当の請求の受理、事実の審査 7 受給資格者への認定その他支給に関する処分についての通知 8 官公署等に対する必要な資料の提供等の求め 9 児童手当等の支給口座の把握及び確認	事後	定期的な見直しによる文言の変更等であるため、重要な変更には該当しない